

東京高裁総第 1702 号

令和 5 年 6 月 27 日

山 中 理 司 様

東京高等裁判所長官 中 村 慎

司法行政文書不開示通知書

令和 5 年 3 月 14 日付け（同月 17 日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので、通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

袴田事件に関する東京高裁平成 16 年 8 月 26 日決定の担当裁判官が書いてある文書

2 開示しないこととした理由

1 の文書は、作成又は取得していない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して 3 か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 総務課 電話 03 (3581) 1332 (ダイヤルイン)